

4 認定、自己負担限度額の決定

- 申請後、認定された場合は「小児慢性特定疾患医療受診券」(以下「受診券」と表記)が交付されますので、医療機関窓口にて提示してください。
- 受診券には自己負担限度額(月毎の自己負担の上限額)が記載されています。この額を超えた額が公費で負担されます。
- 公費負担の対象となるのは、保健所が申請書を受理した日以降です。

5 医療費

(1) 自己負担限度額(下記の(2)自己負担限度額表のとおり)

- 受診券に記載されている自己負担限度額は月毎の自己負担の上限額であり、この額までは医療機関の窓口で支払ってください。(重症患者、血友病での申請の場合は自己負担額はありません。)
- 自己負担限度額は、生計中心者の所得等の状況により決まります。

(2) 自己負担限度額表

	自己負担限度額(月額)	
	入院	通院
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200円	1,100円
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400円	1,700円
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200円	2,100円
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500円	2,750円
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300円	4,650円
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500円	5,750円

- 注) 1 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の自己負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額が自己負担限度額となります。
- 2 重症患者、血友病として認定を受けている場合、自己負担額は生じません。
- 3 院外処方による薬局での保険調剤及び訪問看護については、自己負担額の支払いは不要です。
- 4 住宅借入金等特別控除等がある場合は、これを控除する前の所得税で算定します。
- 5 平成22年度税制改正により、平成23年分所得税・個人住民税から、年少扶養控除が廃止されましたが、本事業の自己負担額の決定に際しては、この扶養控除廃止の影響が生じないように、廃止前の所得税額を算定して決定します。

(3) 公費負担

- 自己負担限度額を超えた額については、公費負担となります。
- 公費負担の対象となるのは、受診券に記載されている医療機関で、認定された小児慢性特定疾患の治療を受けた場合のみです。(別紙Q&A6参照)

(4) 受診券交付までにかかった医療費の還付

- 申請から受診券が届くまでに30~60日程度かかります。(申請書を受理した日より異なります。詳しくは保健所担当者にお尋ねください。)なお、受診券が届くまでの間の医療費は、医療機関の窓口で支払ってください。
- 認定された場合は、保健所が申請書を受理した日まで遡り、自己負担限度額を超えた分の医療費が還付されます。(口座振替でお支払します。)ただし、高額療養費に該当する場合は、その限度額までが還付の対象です。
- なお、還付ができなくなる場合がありますので、この間の市町村「子ども医療費助成制度」等による支払はご遠慮願います。

※ 手続きについては、別紙「小児慢性特定疾患医療費の還付請求について」をご覧ください。

6 受診券の有効期間(別紙Q&A5参照)

保健所が申請書を受理した日から次の6月30日までが有効期間です。受診券は毎年更新しますので、継続して治療を受ける場合は主治医と相談のうえ、適切な手続きをお願いします。

7 各種変更手続きについて

次の場合は速やかに保健所に届け出てください。申請書類等は保健所にあります。

手続きが必要な場合	必要な書類
① 住所・氏名を変更した場合	・ 住所/氏名/加入保険変更届 ・ 本人分の住民票抄本(市町村発行) ・ 受診券
② 加入保険を変更した場合	・ 住所/氏名/加入保険変更届 ・ 健康保険証(写) ・ 所得区分の情報提供のための同意書 ・ 受診券
③ 受診医療機関を追加や変更した場合 ※ 申請書の理由や診療内容が適当と認められる場合に追加や変更ができます。	・ 医療機関追加・変更申請書 ・ 受診券
④ 受診券を紛失又は汚損した場合	・ 受診券再交付申請書 ・ (汚損、破損の場合は)受診券
⑤ 転出する場合 (※転出先では新規申請が必要です。) ・ 県外に転出する場合 ・ 新潟市以外の市町村(県内)から新潟市に転出する場合	・ 資格喪失届 ・ 受診券
⑥ 治ゆした場合等	・ 資格喪失届 ・ 受診券
⑦ 受診券記載の有効期間の終了後も引続き小児慢性特定疾患の医療を受けたい場合	・ 継続交付申請書 ・ 診断書(指定様式) ・ 診断書の研究利用のための同意書 ・ 世帯全員の住民票(市町村発行) ・ 生計中心者の所得等が確認できる書類 ・ 健康保険証(写) (・ 所得区分の情報提供のための同意書) (・ 被保険者の住民税(非)課税証明書)
⑧ 有効期間中に重症患者に変更する場合	・ 重症患者(変更)申請書 ・ 診断書(指定様式)
⑨ 重症患者に認定されたが、その基準を満たさなくなった場合	・ 重症患者終了届 ・ 受診券

8 その他

- (1) 「子ども医療費助成制度」等と併用ができ、自己負担額が市町村から還付されることがあります。ただし、既に「子ども医療費助成制度」等の助成を受けた医療費については、本制度による還付ができなくなる場合がありますのでご注意ください。
- (2) 小児慢性特定疾患に認定されている6歳以上の方で、その疾患による寝たきりの状態が、認定されてから6か月以上継続している方に対し、通院費用を助成する制度（難病等治療研究通院費助成）があります。
申請時期は9月と3月で、月額4,000円、年2回の交付となります。
詳しくは、保健所までお問い合わせください。

お問い合わせ・申請先

各地域の保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）又は健康対策課母子保健係
（電話 025-280-5197）
※ 新潟市内に居住している方は、新潟市保健所健康増進課母子・歯科保健係
（電話 025-212-8157）

申請窓口	郵便番号	所在地	電話番号
村上地域振興局健康福祉部	958-0864	村上市肴町10-15	0254-53-8368
新発田地域振興局健康福祉環境部	957-8511	新発田市豊町3-3-2	0254-26-9132
新潟地域振興局健康福祉部	956-0032	新潟市秋葉区南町9-33	0250-22-5174
三条地域振興局健康福祉環境部	955-0046	三条市興野1-13-45	0256-36-2292
長岡地域振興局健康福祉環境部	940-0861	長岡市川崎町2711-1	0258-33-4931
魚沼地域振興局健康福祉部	946-0004	魚沼市大塚新田116-3	025-792-8612
南魚沼地域振興局健康福祉環境部	949-6623	南魚沼市六日町620-2	025-772-8137
十日町地域振興局健康福祉部	948-0054	十日町市高山857	025-757-2401
柏崎地域振興局健康福祉部	945-0053	柏崎市鏡町11-9	0257-22-4112
上越地域振興局健康福祉環境部	943-0807	上越市春日山町3-8-34	025-524-6132
糸魚川地域振興局健康福祉部	941-0052	糸魚川市南押上1-15-1	025-553-1933
佐渡地域振興局健康福祉環境部	952-1555	佐渡市相川二丁目浜町20-1	0259-74-3403

小児慢性特定疾患治療研究事業制度のご案内

平成24年4月
新潟県福祉保健部健康対策課

小児慢性疾患のうち、特定疾患の治療についての医療費の一部又は全部を公費で負担します。

（小児慢性疾患のうち、特定疾患の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図るとともに、患者のいる家庭の医療費の負担を軽減することを目的に実施している事業です。）

1 対象者
県内に居住している18歳未満の方（認定後は20歳未満まで延長できます。）

2 対象疾患
次の疾患区分ごとに対象となる疾患名及びその状態の程度が決まっていますので該当するかどうか、主治医に確認してください。
入院・通院とも対象となります。

悪性新生物	慢性心疾患	糖尿病	神経・筋疾患
慢性腎疾患	内分泌疾患	先天性代謝異常	慢性消化器疾患
慢性呼吸器疾患	膠原病	血友病等血液・免疫疾患	

3 申請手続き

(1) 申請窓口
対象の方の居住地を所管する地域振興局健康福祉（環境）部（以下「保健所」と表記）に郵送又は持参してください。
※ 新潟市内に居住している方は新潟市保健所に申請してください。

(2) 申請書類
交付申請書①及び同意書③④は保健所にあります。

- ① 交付申請書
- ② 診断書（疾患ごとに書式が異なります。医療機関に用意してあります。）
- ③ 診断書の研究利用についての同意書
- ④ 所得区分の情報提供についての同意書（別紙 Q&A2 参照）
高額療養費の自己負担限度額について、県から保険者に照会するために必要となる書類です。
- ⑤ 世帯全員の住民票（原則、続柄の記載された発行から3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 世帯の生計中心者の所得等の状況を確認できる書類（別紙 Q&A1 参照）
- ⑦ 被保険者の住民税（非）課税証明書（市町村で発行してもらってください。）
- ⑧ 受診者の健康保険証の写し

- ※ 血友病での申請の場合、⑥は不要です。
- ※ ⑦は以下の場合に提出してください。
 - 全国健康保険協会、健康保険組合、共済保険、船員保険に加入されている方で被保険者の住民税が非課税の場合
 - 国保組合に加入されている方は、組合員及び該当世帯の被保険者全員の課税証明書が必要となります。ただし、各保険者ごとに必要書類が若干異なりますので、詳しくは保健所担当者にお尋ねください。
- ※ 申請窓口を持参する場合は、保険証及び印鑑もお持ちください。